

[事案 30-33] 損害賠償請求

・平成 30 年 10 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から元本割れしない保険と説明を受けて契約したことを理由に、損害賠償の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 12 月に契約したことも保険について、以下の理由により、前納割引適用前の既払込保険料と満期時受取金額との差額相当額を損害賠償として支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人から、当時信用金庫で行っていた毎月積立よりも良い商品であり、既払込保険料が満期時受取金額を下回らないとの説明を受けて契約したが、実際は下回った。
- (2) 契約後、募集人に何度も、元本割れしないことを確認した。
- (3) 一部保険料を前納したので保険料が割り引かれたが、これは自助努力による。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際し、募集人が説明に使用した設計書に、既払込保険料が満期時受取金額を下回らない旨の記載はなく、募集人は、下回らない可能性を説明したに過ぎない。
- (2) 契約後に、募集人が、満期時受取金額が既払込保険料を下回らないと断言したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および契約後の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料と満期時受取金との差額について、保険会社による損害賠償の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は契約に際し、申立人が元本割れをしないことにこだわっていることを知りながら、保険料前納制度等を利用したり、配当金水準が変わらず推移した場合には、満期時受取金額は既払込保険料を上回るだろうと申立人に口頭で説明したこと、および、当時申立人が行っていた信用金庫での積立てよりも良いのでは、と説明したことを認めている。
- (2) これらの説明は、申立人に元本割れしない契約であるとの誤解を招きやすいものであった。